

指定郵便局クーリングシェルターを利用する際の注意事項

- 開所期間は、10月第4水曜日まで（熱中症特別警戒アラート運用期間）のうち、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときです。
- 利用できる日時・場所は、郵便局が営業している日時および指定された場所になります。
- 飲料は、各自でご用意ください。
- 指定施設の温度調整はできません。
- 利用にあたっては指定施設管理者の指示に従ってください。
- 郵便局では下記の場合、ご利用をお断りすることがあります。
 - ・郵便局業務の妨げとなるような行為があった場合（食事、大声での会話等）
 - ・受入可能人数を超える利用がある場合

